

原子力小委員会への意見書（1）

2014.6.19

伴英幸

1. 審議会のあり方の見直し

イギリスで実施されている公職任命コミッショナー制度¹を参考に、審議会のあり方を見直していくべきではないか。この制度の対象となるのは独立行政委員会、特殊法人、審議会、諮問委員会、公益事業を監視する公的消費者機関などで、特徴は、①委員は公募される、②委員の選出は省庁や政府から独立した委員会によって行われ、③委員の任命は大臣が行う、④選任過程の公開性と透明性が確保されている、⑤一般から委員選任に関するクレームを受け付けている、などです。任命綱領では、最終任命権者、実力本位の選考・任命、独立した詳細な調査、機会均等原則の遵守、清廉潔白（利益相反の排除）、手続きの公開と透明性、ポストの重要性に比例して厳しい選任手続き、など7つの原則が掲げられている。

2. 本委員会は『エネルギー基本計画』において示された原子力分野に関する方針を具体化すべく」設置されたとされているが、私は委員としてこのスタンスに同意していない。理由は、現行のエネルギー基本計画は国民合意の基にさだめられたとは言い難いこと、原子力が重要なベース電源と理解していないこと、依存度の可能な限りの低減＝原発ゼロと考えているなど。国民の過半が望んでいる原子力からの撤退を基本とすべきと考えている。

3. 「福島原発事故の被災者に寄り添う」とある。全くその通りで、被災者に寄り添った対応が必要だが、現実はそうならないようだ。具体的には、

(a) 「東京電力株式会社による原子力損害賠償紛争解決センターの和解案拒否に対する会長声明」が日本弁護士連合会村越進会長名で14年5月29日に公表されている²。ここでは、「原子力損害賠償紛争解決センター（「センター」）は、居住制限区域である飯

¹ <http://publicappointmentscommissioner.independent.gov.uk>

² <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2014/140529.html>

館村蕨平地区住民 33 世帯 111 名が行った集団申立てについて、本年 3 月 20 日に和解案の基本方針を提示した。これに対し、東京電力は、先行ケースにおける 2 世帯（1 番目及び 2 番目に和解案が提示された世帯）に関し、4 度目の回答期限に設定された 5 月 27 日、和解案のうち、不動産の全損賠償等の一部は受諾したが、①平成 28 年 4 月から同 29 年 3 月までの慰謝料（1 人 120 万円）の一括支払、②被ばく不安に対する慰謝料の増額（妊婦・子どもは 1 人 100 万円、それ以外の者は 1 人 50 万円）、③遅延損害金の支払については受諾せず、和解案の重要部分を、事実上拒否した。これまで、東京電力は、多くの申立事件において、審理を引き延ばし、和解案に対し回答を留保したり拒否するなどの対応をとってきた。これに対し、当連合会は、東京電力に対して、再三、自ら策定した新・総合特別事業計画等において掲げた『和解仲介案の尊重』を遵守し、被害者に対して迅速な賠償を行うよう求めてきた。しかしながら、東京電力は、飯館村蕨平地区住民集団申立てについて、センターが設定した回答期限を 3 度にわたって遵守せず、かえってセンターに対し、和解案の再考を求めるなどの対応をとったことから、センターにより、審理を不当に遅延させていると判断され、和解案に遅延損害金を付加されたものである。しかるに、かかる不誠実な対応に終始した上で、今般、和解案の重要部分を事実上拒否したものであり、このような東京電力の姿勢は、賠償問題を『円滑・迅速・公正』に解決するために設置されたセンターの理念を踏みにじるものであって看過できない。また、センターは、浪江町民による集団申立事件について、避難生活の長期化に伴う精神的苦痛の増大を理由として中間指針等で定める慰謝料に一律に加算することとする和解案を提示の上、5 月 30 日を回答期限として設定し、5 月 26 日に浪江町民はこれを受諾することを決定している。さらに、センターは、宮城県丸森町筆甫地区住民による集団申立事件についても、福島県の自主的避難等対象地域と同等の賠償を認める和解案を提示しているところである。今後、浪江町民による集団申立事件及び宮城県丸森町筆甫地区住民による集団申立事件についても、東京電力が本件と同様の対応をとるようであれば、センターの存在意義そのものが大きく揺らぎかねない。したがって、当連合会は、東京電力に対し、新・総合特別事業計画における『東電と被害者の方々との間に認識の齟齬がある場合であっても解決に向けて真摯に対応するよう、ADR の和解案を尊重する』との誓約を守り、センターの和解案を尊重、遵守することを、重ねて強く求めるとともに、併せて、政府に対しても、東京電力に対し、強くその旨を指導することを求める」としている。

(b)本年3月25日に「内閣府、被ばく線量公表せず『帰還ありき』露呈」(毎日新聞)との見出しで、被ばく線量の調査結果を公表しなかったばかりか、これまでの被ばく線量の計算方式(屋外16時間、屋内8時間)を変更して計算し直したのは、「経緯を振り返ると、被ばく推計値を低く抑えるという目的に適合する生活パターンの調査モデルを探し出し、データを当てはめただけとしか見えない」と報じている。また、同記事の中で避難者の女性の談話として「帰っても山菜を採ることもできないし、喜んでいる人はすくない。でも『帰りたくない』とは口にしにくい」と紹介している。

こうした事例が多く報告されるのは、原子力業界や政府の福島原発事故への反省がお座なりで、事業者として事故の責任をしっかりと取っていく、政府は責任を取らせていくといった姿勢に欠けているからではないか。

事故前の状態には戻れないのだから、被災者一人ひとりが求める生活を保障していくことが被災者に寄り添う対応と考える。いっそうの努力をしていただきたい。